

「ハザードマップ」を活かした防災計画を考えよう！

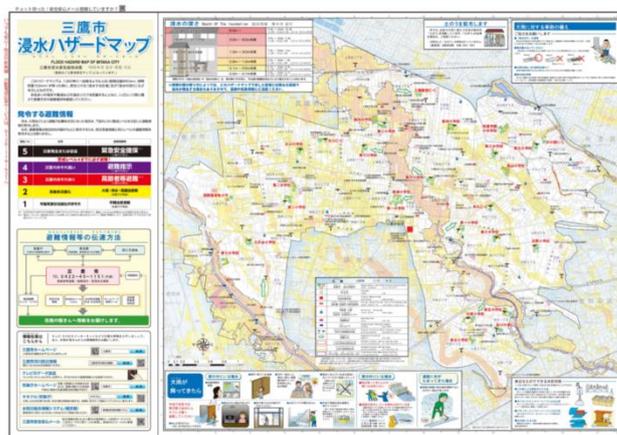
～身近な危険を把握し、地域の防災計画を考えよう！～

【本授業で取扱う主な公文書等】 ①ハザードマップ ②地域防災計画

【資料の準備と追加学習の参考情報】

①ハザードマップについて

ハザードマップとは、一般的には自然災害による被害を予測し、その被害の範囲を地図化したものである。平成 27 年に水防法が改正されたことに伴い、市町村には、浸水想定区域等の危険や避難方法等について住民等に周知するため、所定の事項を記載した印刷物(ハザードマップ)を作成することが義務づけられている(水防法第 15 条)。そのため、多くの地方公共団体ではウェブページ上にハザードマップの最新版を掲載するとともに、各家庭等へ無料で頒布しており、その入手は容易である。ウェブページ上での入手が難しい場合には、地方公共団体の「防災」の担当課、あるいは情報公開窓口等に問い合わせると、最新のマップを提供してくれる場合が多い。



【上】三鷹市浸水ハザードマップ

ハザードマップの活用事例としては、災害時の避難訓練や防災学習、土地利用の検討などがある。国土交通省では「ハザードマップポータルサイト」(<https://disaportal.gsi.go.jp/index.html>)を公開しており、タブレットを用いて学習することも可能である。また各地での防災教育や避難訓練にハザードマップを活用した事例を集めた「水害ハザードマップの利活用事例集」(https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/sankou2_hazardmap_jirei.pdf)も参考になる。

学校教育において、ハザードマップを活用することの効果として、授業を受けた児童や生徒自身の水害に対する意識が高まるだけでなく、児童や生徒が家族に授業内容を話すことで、家庭内で水害に対する知識を深める契機となることが指摘されており、防災教育への効果が期待されている。



【上】国土交通省「ハザードマップポータルサイト」

②地域防災計画について

地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、市町村の防災会議が策定する防災計画であり、毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正することが義務付けられている。そのため、多くの地方公共団体ではウェブページ上に地域防災計画の最新版を掲載しており、その入手は容易である。ウェブページ上での入手が難しい場合には、情報公開窓口等に併設された資料室、公文書館、地域の公共図書館等に保管されていることが多いが、「防災」の担当課、あるいは情報公開窓口等に問い合わせることで入手可能である。

地域防災計画は、本授業案で取扱った風水害だけでなく、震災、大規模事故(大きな火災や不測の事故)対策、ときには富士山等噴火降灰対策等について言及した計画もあり、地域の防災上重要な課題に合わせて資料を作り直すことも可能である。



【上】三鷹市防災会議「三鷹市地域防災計画」(令和 3 年改定)